

◇ 高齢者世帯・障がい者世帯・母子世帯・父子世帯・低額所得者世帯・引揚者
・炭鉱離職者向け住宅 空家待ち募集 ※令和2年（2020年）6月まで登録

令和元年（2019年）6月 市営住宅特定目的住宅 入居者募集案内

マイナンバー法の施行により、特定目的住宅の入居候補者となった方は、入居手続きの際にマイナンバー（個人番号）の記入と確認書類の提出が必要です。

《空家待ち募集とは》

年に一度空家待ちの登録をし、登録した住宅に空家が出た場合、速やかに入居できるようにするための申込みです。

- ★ この住宅は、抽選ではありません。
- ★ 書類・実態により困窮状況を調査し、入居順位を決定します。（結果は、後日郵送にて連絡します）

～高齢者・障がい者・母子家庭・父子家庭・低所得世帯等が対象～

【入居の資格】以下のいずれかに該当する方

- 申込者（入居名義人）が60歳以上の方、同居者は60歳以上18歳未満の親族のみであること（配偶者は60歳未満可）
- 障がい者（入居者または同居者が心身障がい者で、障がいの程度が厚生労働省令で定める程度の方）
- 扶養している20歳未満の子のみと同居している寡婦または寡夫（20歳以上の者が1人でもいる場合は対象外）
- 生活保護法による保護世帯および、これに準ずると認められる低所得世帯
- 引揚者世帯および炭鉱離職者世帯

単身の方も申込みできます。

区分	申込番号	団地名	建設年	構造・規模	居室の概ねの広さ			家賃	浴設備	トイレ	駐	エレベータ
改良住宅	1101	弁天改良	S43年	5階建2DK	6	6	3	7,900～10,400	無	和	無	有
	1102	豊川改良	S45年	5階建2DK	6	6	3	8,300～11,000	無	和	無	無
	1103	日乃出改良	S47～48年	7階建2DK	8	6	4.5	10,100～14,000	無	洋	有	有
	1104	本町改良	S46～47年	5階建2DK	8	6	4.5	9,700～13,900	無	和	無	有※
	1105	五稜郭改良	S44～46年	5階建2DK	6	6	3	8,200～11,600	無	和	有	無
	1106	湯浜改良	S48年	7階建2DK	7	6	4.5	11,100～14,700	リース	洋	有	有
一般住宅	1211	港3丁目B	S47年	4階建2DK	6	6	4.5	10,900～16,600	リース	洋	無	無
	1212	鍛冶2丁目	S48～50年	4階建3DK	6	6	4.5	3	12,300～27,500	リース	洋	有

※ 本町改良1号棟のみエレベータあり

空いた順でのご案内になりますので、ご了承ください。

- 申込期間 6月 3日（月）から 6月 7日（金）
- 申込受付場所 函館市住宅都市施設公社（亀田支所2階）
* 2階への上り下りが困難な方は、亀田支所1階に臨時窓口を開設しています。
函館市役所
- 受付日時 函館市住宅都市施設公社 6月 3日（月）から 6月 7日（金） 8：45～17：30
函館市役所 8階第5会議室 6月 3日（月）から 6月 7日（金） 8：45～17：00
- 所得基準 入居しようとする世帯全員の合計所得から、控除額を差し引いて12で割った金額が
☆ 改良住宅は11万4千円以下の世帯 [裁量階層に該当の場合13万9千円以下]
☆ 一般住宅は15万8千円以下の世帯 [裁量階層に該当の場合21万4千円以下]

※裁量階層

- ・入居者または同居者のどなたかが障がい（4級以上）等の世帯
- ・入居者本人が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯
- ・小学校就学前の子どもがいる世帯等

※ 詳細はお問い合わせください。

◎ 申込みに必要な書類

「市営住宅入居申込書」に必要な事柄を記入の上、次の書類等を添えて申込みください。

1. 入居申込書（現住所はアパート名・号室まで必ず記入してください）
2. 印鑑（スタンプ印不可）
3. 収入を証明するもの（次の表に該当する書類等）
4. 家賃を証明できるもの（賃貸借契約書等 ただし駐車場代・共益費は除く）
5. 立退要求書がある方は、その写し
6. 同居する親族が婚約者の場合は、婚約証明書（公社指定用紙）
7. 障がいのある方は、障害者手帳または療育手帳
8. 単身入居の入居資格認定のための申立書（単身で申込みの方で介護を受けている方）
9. 住宅状況等申告書（建設特定目的住宅）

* その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

* 各項目で証明が必要な書類の提出が無い場合は、点数が加算されません。

収入を証明するもの（該当する書類） 課税・非課税に関係なく収入に関する書類はすべて提出してください。

区分	収入の状況	証明期間	証明書
給与 所得者	現在の勤務先に、平成30年1月1日以前から勤務している方	平成30年1月1日～30年12月31日	・勤務先が発行した平成30年分源泉徴収票 ・平成31年度所得証明書等(平成30年中の所得)
	現在の勤務先に、平成30年1月2日以降に就職している方	就職した月の翌月分から12か月分	・勤務先の給与証明書（公社指定用紙） 《注》窓口でお問い合わせ下さい
年金 受給者	年金、恩給等を平成30年1月1日以前から受給している方		・公的年金の平成30年分源泉徴収票 ・年金の振込通知書(直近のもの) ・平成31年度所得証明書等(平成30年中の所得)
	年金、恩給等を平成30年1月2日以降に受給した方または改定になった方		・年金証書、改定通知書または振込通知書（直近のもの）
事業 所得者	平成30年1月1日以前から自営業をしている方	平成30年1月1日～30年12月31日	・平成31年確定申告書控え(平成30年中の所得) (税務署の受付印または受付日時の印字があるもの) ・平成31年度所得証明書等(平成30年中の所得)
	平成30年1月2日以降に自営業を始めた方	開始月分から12か月分	・事業収入申告明細書(公社指定用紙)と、 平成31年度所得証明書等または、 平成31年確定申告書控え(平成30年中の所得) (税務署の受付印または受付日時の印字があるもの) 《注》窓口でお問い合わせ下さい
その他	生活保護を受けている方		平成31年度生活保護受給票
	手当金を受給している方		児童手当・児童扶養手当・傷病手当等（それぞれの通知書）
	退職してまもない方		離職票または雇用保険受給資格者証
	無職の方（65歳以下）		無職申立書（公社指定用紙）
	雇用保険の一時金受給者は、受給者資格票の写し ただし、冬期間失業し再度同じ職場に勤務する場合は、勤務先が発行した平成30年分源泉徴収票		

◎ 申込みにあたってのご注意

- (1) 申込みは、1世帯につき1戸に限ります。
- (2) 資格・実態の調査で要件を満たしていないことが分かった場合や、申込書・その他の提出書類に虚偽があった場合は、失格となることがあります。
- (3) 申込書に記入されていない方は、入居できません。
- (4) 申込者及び申込者と現に同居し、または同居しようとする親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員である場合は、申込みできません。
- (5) 持ち家のある方は、申込みできません。
- (6) 戸籍上の配偶者がある場合、配偶者と共に申込みが必要です。
- (7) 婚約者は入居指定日より同居のうえ、申込日より6か月以内の入籍が条件となります。
なお、入籍後に入籍を確認できる戸籍謄本を提出していただきます。
- (8) 入居の際に、家賃の2か月分に相当する敷金と連帯保証人1名が必要となります。

* 入居後、家賃・駐車場使用料のほかに共用部分にかかる費用については共同で負担していただきます。

* 市営住宅では、犬・猫・鳩などの動物の飼育はできません。